

## 介護に関する調査にご協力を

市介護福祉課では、「小松島市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定するにあたり、2種類の介護に関する調査を実施します。調査票が届いた方は、各質問項目に記入いただき同封している返信用封筒(切手不要)で、9月22日(金)までにご返送をお願いします。

### 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【目的】高齢者の生活状況や健康状態などを把握し、計画策定の基礎資料といたします。

【対象者】市内にお住いの65歳以上で「要介護1〜5の認定を受けていない方」のうち無作為で抽出された方

### 在宅介護実態調査

【目的】「高齢者の方の適切な在宅生活の継続」と「ご家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するための基礎資料といたします。

【対象者】65歳以上で「要介護1以上の認定を受けて在宅で生活をされている方」のうち無作為で抽出された方

詳しくは、市介護福祉課介護・ながいき担当(市役所1階ロビー) ☎32・3507 / FAX35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima-i-tokushima.jp

## 老人等バス無料優待制度のご利用案内

旧市営バス路線(現在は徳島バスが運行)に加え、徳島バスが運行している路線についても老人等バス無料優待制度の利用が可能です。

### 【制度を利用できる路線】

**旧市営バス路線** 和田島線、目佐和田島線、立江線、小松島立江線、田浦線

**徳島バス路線** 橘線、丹生谷線、勝浦線、R55号バイパス線



※利用できる区間は、いずれの路線も徳島⇄小松島市内の区間です。

【制度を利用できる方】小松島市に住所を定める方で次のいずれかに該当される方

◎70歳以上の方 ◎身体障害者手帳(4級まで)をお持ちの方 ◎知的障がい者(児)で療育手帳をお持ちの方 ◎精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

### 【①優待証と②利用券の取得方法】

①優待証は、市役所1階市民生活課で交付しています。交付を希望される方は、1年以内に撮影した写真(大きさ縦3cm×横2.5cm程度 脱帽したもので、写真用紙に印刷したものに限り)と身分証明書(マイナンバーカードや健康保険証など)を持参してください。

②利用券は、下記の場所で配布しています。(利用券交付の申請時に優待証をお持ちください)

配布場所：市役所1階市民生活課、徳島バス徳島駅前案内所、徳島バス小松島チケットセンター(小松島ルピア内)

### 【使い方】

乗車時に整理券を取っていただき、降車時に乗務員に①優待証を見せただけで、②利用券と整理券を料金箱に入れてください。

※①優待証の提示がない場合または、②利用券を持っていない場合は通常料金となります。

【お問い合わせ先】市民生活課(市役所1階②番窓口) ☎32・2132 / FAX33・2234

Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima-i-tokushima.jp